

福井県立ろう学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日策定

令和 2年 9月 1日改訂

令和 7年10月21日改訂

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、幼児、児童、生徒（以下 子ども）が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策第2条に規定されているよう、以下のように捉える。

「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している子どもの人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことがないよう、いじめられた子どもの立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報の共有と組織的な対応を行っていく。具体的には、次のような態様が考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれにされたり、集団によって無視されたりする。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする。等

4 いじめの解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること・被害を受けている子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当期間継続している。相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- (2) 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと・被害者本人及びその保護者との面談等による確認を行う。

5 基本理念

- (1) 本校は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、子どもに対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

6 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる取組み

(1) 道徳教育・人権教育の推進

各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等、教科・領域を合わせた指導の中で、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てるとともに、自分の大切さと他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

(2) 体験活動の充実

集団宿泊体験や行事等を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

7 いじめの未然防止のための取組み

(1) 自尊感情を育む教育活動の推進

一人ひとりが活躍できる学習活動や人との関わり方を身につけるための学習活動を通して、子どもの自己有用感を高める。

(2) 子どもへの啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について集会等において子どもへの注意喚起に努める。

(3) 互いの個性や障害を認め合う学校風土づくり

障がいの違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、他の学校や地域との交流及び共同学習を行ったりすることで、子ども一人ひとりが互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、子どもや保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

(4) 特別な配慮が必要な子どもに対する特性を踏まえた適切な支援を行う。

以下の子どもを含め、特別な配慮が必要な子どもに対して、その特性を踏まえた適切な支援を行う。

- ①発達障害等の障がいのある子ども
- ②海外から帰国した子どもや、外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる子ども
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る子ども
- ④震災で被災した子どもまたは、原子力発電所事故により避難している子ども
- ⑤新型コロナウイルスなどの感染症に感染または濃厚接触の疑いのある子ども

8 いじめの事案対処のための取組み

(1) 教員間の連携

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、子どもの小さな変化に対しても教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の事案対処に努める。その際、けんかやふざけ合いもいじめの芽として捉え、除外しない。

(2) 保護者との連携

連絡帳などにより、日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における子どもの変化を見逃すことなく、いじめ等の事案対処に努める。

(3) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための、小中高等部の子どもと保護者に「いじめ調査アンケート」を原則として学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、いじめ等の早期発見に努める。

9 いじめの事案対処に向けた取組み

(1) 被害者、加害者となる子どもへの迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害者の安全を最優先に考え対応する。また、被害者が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害者に対してはいじめに至った背景等をていねいに聞き取り、子どもの立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害者および加害者の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心理や福祉の専門家、弁護士・医師等、特別支援教育センター、こども療育センター等の外部機関と連携を取りながら、事案対処に向けチームとして取り組む。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および福井警察署等と連携して対処する。

10 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成員) 校長、教頭、指導保健部主任、学部主任（幼は状況に応じて）
養護教諭、教育相談担当

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成
・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) **いじめ対応サポート班**

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの事案対処に向けた取組を行う。

(構成員) 指導保健部主任、当該学部主任、教育相談担当、クラス担任

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

11 **重大事態への対処**

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) いじめ調査専門委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

12 **学校評価における留意事項等**

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、必要に応じて学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
 - ・思いやりや助け合いの心をもって行動できる子どもを育てる取組や、いじめの未然防止のための取組に関すること。
 - ・いじめの事案対処に向けた取組に関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。